

締約国に関する情報 LK	スリランカ	附属書 B1 LK
一 般 情 報		
国内官庁の名称	National Intellectual Property Office of Sri Lanka (スリランカ国立知的所有権庁)	
所在地及び郵便のあて名	“Samagam Medura”, 3rd Floor, 400, D.R. Wijayawardana Mawatha, Colombo 01000, Sri Lanka	
電話番号	(94-11) 268 93 68	
ファクシミリ装置	(94-11) 268 93 67	
電子メール	nipos@sltnet.lk	
インターネット	www.nipo.gov.lk	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	な し	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
スリランカの国民及び居住者のための管轄受理官庁	WIPO国際事務局(附属書C(I B)参照)	
スリランカが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	スリランカ国立知的所有権庁(国内段階参照)	
スリランカを選択できるか？	できる(PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特 許	
国際型調査に関するスリランカの規定	2003年第36号知的所有権法第73条 知的所有権規則48	
国際公開に基づく仮保護	な し	
スリランカが指定(又は選択)されている場合の有益な情報		
スリランカが指定されている場合に発明者の氏名(名称)及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了のときまで不明の場合、管轄官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	な し	